

2016年6月21日

## 司法試験問題漏えい再発防止策について

法科大学院協会

はじめに

青柳幸一前司法試験考査委員（以下「青柳前委員」という。）が特定の受験者に対して平成27年司法試験の問題等を漏えいした事案（以下「本件漏えい事案」という。）は、司法試験の公正性・公平性を著しく毀損した。このような行為は、真摯に学ぶ学生、熱意をもって教育に当たる教員などすべての法科大学院関係者の努力を愚弄するものとさえ言える。同様の事案の再発は決して許されない。法科大学院協会は青柳前委員が教授として勤務していた明治大学に対する事情聴取を行い、事実関係の解明に意を注いできた。その調査の結果、並びに、青柳前委員に対する国家公務員法違反被告事件の判決（東京地裁平成27年12月24日判決）、明治大学によって作成された本件漏えい事案に関する原因・再発防止策等に関する文書（2016年2月12日）及び本件漏えい事案の再発防止策等について調査・検討を行ってきた法務省の「司法試験出題内容漏えい問題に関する原因究明・再発防止検討ワーキングチーム」（以下、WTという。）の報告書（2016年3月29日）によって明らかになった事実からすると、本件漏えい事案は青柳前委員の特異な行動に拠るところがあることは否定できない。

しかし他方で、所属大学の体制及び司法試験出題委員の選任のあり方などについて再検討の必要があることも明らかになった。そこで、法科大学院協会は、本件漏えい事案を青柳前委員の個人的な問題あるいは法科大学院とは関わりのない問題とすることなく、法曹養成教育に携わる法科大学院側の問題としても受け止め、同様の事案の再発防止を図るための方策を検討した。その結果、下記Ⅱで述べるような司法試験問題漏えい再発防止策（以下、「再発防止策」という。）を、司法試験問題作成に関わる司法試験考査委員（以下、「考査委員」という。）、当該教員が所属する法科大学院（以下、「各法科大学院」という。）及び法科大学院協会が、それぞれ講じることが望ましいとの結論に達した。法科大学院協会は、法曹養成の中核を担う教育を担当する各法科大学院を代表して、この再発防止策が、司法試験の適切な実施とその公平性・公正性に対する信頼確保に寄与することを願うものである。

なお、漏えい事案の再発を防止するためには、個々の考査委員、各法科大学院及び法科大学院協会が再発防止策を講じるのみでは不十分であり、司法試験委員会における再発防止策の検討も望まれる。この点については下記Ⅲで付言した。

## I 基本的前提

司法試験の出題は、法科大学院教育と有機的連携を保って行われなければならない。有機的連携を図るためには、現に行われている法科大学院教育の内容を踏まえて出題される必要がある。現に行われている法科大学院教育を踏まえた上で、どのような問題をどのような難易度で出題すべきかを最も適切に判断できるのは、現に法科大学院において教育に携わる教員である。したがって、実務家として必要な資質について熟知している実務家と並んで、現職の法科大学院教員が司法試験の出題に関与することは不可欠である。

一方、WTの前記報告書にも指摘されているとおり、法科大学院教員は法科大学院学生と密接に接触する機会が多く、司法試験出題に関与する法科大学院教員が出題内容を漏えいする危険が存在することは否定できない。そこで、この危険を可能な限り小さくする多重的な方策を講じる必要がある。

## II 司法試験問題漏えいを防止するために、審査委員たる教員、各法科大学院及び法科大学院協会において、それぞれ対応することが考えられる方策

司法試験問題漏えいを防止するためには、審査委員たる教員、各法科大学院及び法科大学院協会において、以下の(1)ないし(3)の再発防止策を講じることが考えられる。(2)の各法科大学院における再発防止策としては、(2)-1 審査委員たる教員が(1)の措置を自ら講じることを前提として、各法科大学院として協力する内容を定めるとともに、(2)-2 各法科大学院が独自の判断で講じる方策を定めることが考えられる。また、(3)の法科大学院協会における再発防止策としては、再発防止策を講じる各法科大学院の協力を得て、一定の方策を講じることが考えられる。

なお、ここでは司法試験委員会が定めた司法試験審査委員として遵守すべき事項(以下、「遵守事項」という。)を審査委員が遵守することは当然の前提となっている。

### (1) 審査委員たる個々の教員

1. 担当するすべての授業について、レジュメその他の配布物、録音・録画データ等を保管する。

なお、この再発防止策の遂行に当たっては次の点に留意する。

- a 録音等を行う場合には、授業に参加する学生の同意を得るなど所要の手順を踏む。
- b 録音等の記録は「司法試験問題漏えい」の防止及び当該事案に係る事実関係を

確認する目的のためにのみ用いる。

2. 閉鎖的なスペース（例えばドアを開放していない研究室）で個別指導をしない。
3. 学生に対して、自らが審査委員であるという理由で、授業の有用性が大きいかなのような自己宣伝をしない。

## （2） 法科大学院

### （2）－1 審査委員たる教員が（1）の措置を自ら講じることを前提として、各法科大学院として当該教員に協力するための方策

1. 各法科大学院は、審査委員たる教員からの依頼に基づき、録音等記録の保存、管理等に協力する。
2. 各法科大学院は、審査委員たる教員が個別指導を行うための閉鎖的でないスペースを確保する。

### （2）－2 各法科大学院が独自の判断で講じる方策

1. 各法科大学院は、学生からの「司法試験問題漏えい」に係る苦情等通報窓口を設置する。
2. 各法科大学院は、審査委員たる教員の授業アンケートの自由記載欄をチェックする体制を作る。
3. 各法科大学院は、上記苦情通報及び授業アンケートチェックによって調査すべきと思料される事実があると判断した場合、当該教員の事情聴取等所要の対応を行う。
4. 各法科大学院は、当該事情聴取等の結果、審査委員たるにふさわしくない行為があると明らかに認められるときは、司法試験委員会にその旨を通知する。この場合においては、通知の前に当該教員に告知し意見を聴取する。
5. 各法科大学院は、審査委員たる自校の教員名と審査委員の遵守事項を自校の教員及び学生に周知する。
6. 各法科大学院は、現に又は過去において司法試験問題の作成に関与した教員がいることを自校の宣伝材料としない。

## （3） 法科大学院協会

1. 法科大学院協会は、各法科大学院の協力を得て、各法科大学院が上記（2）に関して定めた再発防止策を収集し、必要に応じて関係機関と共有する。

2. 法科大学院協会は、学生からの「司法試験問題漏えい」に係る苦情等通報窓口を設置する。
3. 法科大学院協会は、上記苦情等通報があったときは、当該苦情等通報に係る考査委員が所属する法科大学院に対してその旨を通知する。
4. 法科大学院協会は、上記（２）－２ 6.の事例を発見した場合には、当該法科大学院に対して、そのような宣伝の自肅を求めるものとする。

### Ⅲ 司法試験問題漏えいを防止するための方策として司法試験委員会において検討を求めたい事項

1. 科目の特性等例外的事情に配慮しつつ、考査委員の任期を適切な期間に限定する。
2. 考査委員の選任の確実性、透明性を高めるため、たとえば考査委員推薦委員会（仮称）を設置するなどの適切な方策をとる。
3. 司法試験問題の作成について、他の国家試験等を参考するなどして、試験の機密保持の態勢を構築する。

以上